こども青少年局

管　　理　　課

電話：06-6208-8110

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

大阪市では、国の制度に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援するため、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（基準日：令和２年３月３１日時点で０歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給します。

○給付額　給付対象児童一人につき１万円（対象：約28万9,600人）

○一般対象者への支給手続き

原則、申請不要で自動的に児童手当登録銀行口座に振込

1. 市より対象者へ給付金の案内チラシ・受給拒否の申出書の送付
2. 市より児童手当登録銀行口座等への振込（ただし、受給拒否の申出者除く）

○公務員への支給手続き

1. 所属庁（勤務先）から対象職員に申請勧奨・受給証明発行
2. 職員から居住市町村に申請
3. 申請をもとに居住市町村にて支給事務（審査～振込）

○支給開始　一般対象者　　　７月上旬予定

　　　　　　市内居住公務員　８月以降

【令和2年度補正予算額　30億7,500万円】